



保護司会報

平成28年1月1日発行 北多摩北地区保護司会
発行責任者 会長 野崎重弥



～わが街紹介(清瀬市)～

清瀬児童センター「ころぼっくる」

新年明けましておめでとうございます。
旧年中は地区保護司会並びに更生保護行政
進展のためご尽力戴きました事に、衷心よ
り感謝申し上げます。

さて、一連の更生保護制度改革で、最大
課題の「刑の一部執行猶予制度」が本年施
行されます。皆様ご承知のように、この事
により、最長五年の保護観察期間を命ぜら
れた対象者を担当する事となります。また
新聞報道によれば、制度導入時には薬物再
犯防止講座（更生プログラム）の受講が最
長五年と大幅に拡充する方針を政府は固め
たと報道されています。観察所からの説明
はありませんが、保護司の担う職責が一層
重大になる事は明確ですし、負担感も増大
すると思います。地区保護司会として、ど
う新制度に対応していくか、皆様と忌憚の
無い意見交換を重ねる中で、方向を見出し
ていきたいと考えています。

皆様のご理解とご協力を心からお願ひし、
新年のご挨拶とさせて戴きます。



新年に思う

北多摩北地区保護司会
会長 野崎重弥



東京保護観察所立川支部長 南 元 英 夫

保護観察を取り巻く現状

新年おめでとうございます。北多摩北地区保護司会の皆様には、平素、犯罪や非行のない安全で安心な地域作りのため、更生保護の活動に御尽力いただき、誠にありがとうございます。今年も引き続き、御支援を賜りますようお願いいたします。

昨年は、大村智先生、梶田隆章先生の相次ぐノーベル賞受賞が話題となりました。その御功績やお人柄を知り、「日本には世界に誇れる凄い人材がまだまだいるものだ。」と驚嘆された方は多いのではないのでしょうか。しかし、私は凄い人材が身近に多数おられることを日々感じています。それは、保護観察経過報告書から知ることがのできるのです。なかなか心を開かない対象者には粘り強く働きかけ、保護者の不満や悩みには辛抱強く耳を傾け、生活苦に悩む対象者には収穫した農作物等をさりげなく提供する……等は当たり前。御自身が経営する会社で対象者を雇ったり、夜勤明けの帰宅途中、早朝に来訪する対象者を自宅で朝食を

伴い、福祉機関との連携を要するケースが目立ってきています。

二 社会貢献活動の状況

昨年六月以降、立川支部管内において「社会貢献活動への参加」を特別遵守事項として設定されたケースが、一号観察四件、二号観察二件、四号観察二件あります（平成二十七年十月末現在）。当庁

においては、農作業、切手整理及び福祉施設における補助作業を年間計二十四回実施する計画を年度当初に立て、これまでのところ順調に進んでいます。しかし、次年度以降、該当ケースが増加すれば、活動回数・場所ともにやや不足する可能性もあります。そうした場合、社会参加活動からの転換等で社会貢献活動の実施にも御協力いただけたら助かります。

三 就労奨励金の活用

昨年四月から就労奨励金の支給制度が始まりました。これは、保護観察対象者を実際に雇い、指導していただく協力雇用主の増加を目指したものです。政府目標として、宣言「犯罪に戻らない・戻さない」において、対象者を実際に雇用する協力雇用主の数を二〇二〇年までに一昨年の三倍にする（五〇〇社↓一五〇〇社）と掲げています。立川支部管内において

も協力雇用主は年々増加し、対象者が協力雇用主の下で就労するケースは着実に増えており、今年度は既に三十人以上雇用されています。保護司の皆様には、協力雇用主の開拓や情報提供等に引き続き御協力くださいますようお願いいたします。

四 刑の一部の執行猶予

本年六月から刑の一部執行猶予制度が始まります。前に禁錮以上の実刑に処せられたことがない初入者等で、三年以下の懲役又は禁錮を言渡す場合であつて、相当と認められる場合には、その刑の一部の執行を一年以上五年以下の期間、猶予することが可能となります。この執行猶予の期間中は、保護観察が付される場合も付されない場合もあります。しかし、薬物事犯においては、上記に当てはまらない累犯者であつても、改善に必要と認められる場合には一部猶予の言渡しが可能となり、その場合、必ず保護観察が付されることとなります。そのため、一部猶予の言渡しを受けた対象者が出所時期を迎える頃から、薬物事犯対象者が増加してくると予想されます。保護観察所ではプログラムの充実、関係機関との連携強化等の対応を進めて参りますので、御理解・御協力をお願いいたします。



受け継がれる保護観察

東京保護観察所立川支部
主任保護観察官 平田 和英

ある日、五〇歳くらいの男性が保護観察所に訪ねてきました。男性は、「自分は何ら悪いことをしたわけではないのだが、どうか保護観察にしてほしい。担当の保護司さんを決めてほしい。」などと言います。保護観察を終わらせたという人はいても、保護観察を受けたいと言った人は初めてです。しかも涙を流しながら。どうにか落ち着かせて話を聞いてみます。男性は、「自分は過去に保護観察を受けていたが、最近それを思い出す。特に保護司さんとのふれ合いが忘れられない。男性の保護司さんで、一緒にボウリングに行つたこともある。私の身に関わることにについて相談に乗ってくれたし、私の行動に問題があるときは叱つてくれた。今の自分は女房も子供もいる身だが、保護観察を受けていたころのような、何かあの安心できるような状態になりたい。」などと述べました。もちろん断りました。男性も最初から無理な相談だと思っていたようで、すぐに諦めてくれました。そして何でそ

んな気持ちになったのかを話してくれました。男性は、「少年時に保護観察が終わった後も土工として働き、結婚をして子供が生まれた。独立を目指して数年前にようやく建設会社の社長になった。ところが最近では会社の運営がうまくいかず、心理的に行き詰まった。人に相談してどうにかなる話だとは思わないが、ただ聞いてほしいと思った。女房や子供には悩んでいる姿を見せたくない。」と述べました。この男性は保護観察終了後、三〇年は経過しているのに、二年足らずの保護観察をよく覚えていたのか、今も生活の励みにしていたのです。なんとすばらしい保護観察でしょうか。三〇年以上前に保護観察を行っていたその保護司さんに最敬礼する思いでした。そして、勝手に保護観察というシステムの可能性を狭めてしまっていた自分を恥じました。対象者にとって保護観察はやつかいなものと思わず、その程度の認識で二〇年も保護観察官をしてきたことです。私は男性に、私

が聞いてもわからないであろう保護司さんの名前を尋ねました。三〇年もの昔にすばらしい保護観察を行った保護司さんの名前をどうしても聞いておかなければならぬと思ったのです。男性は、はつきりと〇〇〇〇先生ですと述べま



北多摩北地区を担当して

東京保護観察所立川支部
保護観察官 辰巳 尚子

した。なんと現役で活躍中の保護司さんの亡くなったお父さんの名前でした。綿々と受け継がれる更生保護の精神は永遠に不滅なのでしようか。男性はお礼を述べて帰っていききました。私も心の中で男性にお礼を申し上げました。

平成二十七年四月一日付けで東京保護観察所立川支部に赴任し、北多摩北地区のうちの西東京分区分と東村山分区分を担当することとなりました。

北多摩北地区は五分区から成り立っています。五分区の地域性は異なりますが、特色が合わさってより活気にあふれる地区となっているように感じております。

今年度は平田主任観察官と二人で担当させていただいておりますので、定例研修会に出向く機会が増えました。平田主任とは席が近いこともあり、日頃から情報を共有することが出来るほか、いろいろと教えていただく機会に恵まれ、とても感謝しています。

さて、「北多摩北地区を担当し

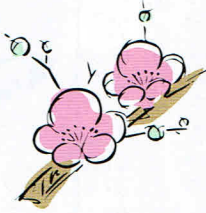
て」感じたことというお題をちょうだいし、いろいろと感想が思い浮かびましたが、全体で共通して言えますことは、「熱心さ」であるように思います。それは二つの点からです。

一つは分区分での研修が充実していることです。分区分の定期駐在後、定例会に参加させていただいておりますが、全体協議後に事例発表や様々な団体との意見交換会等が計画的に行われ、素晴らしいと感じております。

もう一つは、分区分での活動の充実に加え、北多摩北地区の部会の活動をとっても大切にされていることです。定例研修会で訪れた際、保護司の先生方が分区分を超えて親しくお話をされている場面から、

分區を超えた横のつながりが感じられ、いつもほほえましく拝見しております。

現在引き継ぎを受け、事件処理が一段落しましたので、往訪面接をするために、実際に西武線に乗り、皆様の街を訪ねているところです。地図を眺めているだけでは分からない発見や初めて訪れる駅等があり、時に路線図を見ているも乗り継ぎをしくじる等しながら訪問しております。往訪しますと北多摩北地区がより身近になり、保護司の先生方との距離が縮まるように感じ、うれしく思います。至らないことが多くあるうかとありますが、今後とも北多摩北地区の安心安全のために尽力していきたいと思っておりますので、お力添えの程よろしくお願いいたします。



北多摩北地区保護司会 5分區の動き

我が小平保護司会の自慢「社会を明るくする運動」 作文集(ひまわり)の発刊によせて

宮崎 照夫

我が小平分區の自慢の一つとして、「社会を明るくする運動」の作文集(ひまわり)の継続的発刊がある。

毎年、法務省が提唱し「社会を明るくする運動」が、七月を強調月間として展開され、今年で第六十五回を迎えた。我が市でも、参加二十団体の皆様により駅頭等で広報宣伝活動が展開された。私も保護司の取組として毎年強調月間の初日に、市内の小・中・高等学校、各種学校等四十の学校・施設を訪問し、広報依頼・情報交換等を展開している。その際、市内の中学校の二年生を対象に「社会を明るくする運動」の作文を依頼し、各学校から推薦された作文を基に、作文集(ひまわり)を作成している。年一回の発行で、今年で第三十六号を数える。

この文集は投稿者、市内四十の学校・施設、公民館、図書館、更には各種団体、行政にも配布し、市内図書館等では一般の方も閲覧できる。

我が小平保護司会が自費で作

成・発刊する『自慢の作文集』で、毎年広報部会が中心になり、レイアウトから校正一切を行っている。三十六年前の大先輩からの継続事業として代々受け継がれて来ている。少年犯罪が年々減少傾向にあるとの統計報告がされ、保護司会にとつては嬉しい反面、犯罪は益々悪質化され、危険ドラッグ・交通事故・殺人事件等々毎日のように報道されている。

この作文集を読むと、少年少女

の考えは未来への希望であり、これからの我が市の次代を担う宝として、頼もしく育ってくれるものと確信している。

遡ること三十六年の歳月は我が保護司会の歴史であり、時代の変化はあるが、生徒の考えも高度になり、その時々々の世情の様相が思ひ出される。

これからの継続的発刊物となると思うが、純粋な生徒の思い出の冊子として守り続けて参りたい。



分區活動の紹介

【年間の主な活動】

- 定期総会 (五月)
- 社明推進委員会開催 (六月)
- 中学校校長会との協議会 (六月)
- 管外研修 (六月)
- 小中学校訪問「二十二校」 (七月)
- 啓発活動「駅頭」 (七月)
- 健全育成を考える集い (九月)
- P.T.A.連合会との協議会 (十月)

東村山分區長 近藤 満雄

- 啓発活動「市民産業祭」(十一月)
- 警察との連携 講演 (十二月)
- 役員会 (偶数月)
- その他連携活動
- 教育委員会事業

- 「いのちの教育プランの集い」
- ・P.T.A.主催地域懇談会参加
- ・防犯パトロール(地元祭り他)

【活動の具体的内容】

一、「青少年の健全育成を考える集い」について

平成十四年一月当市で発生した中高生六名による暴力致死事件は保護司として、大変遺憾に思うとともに深く心に受け止める機会となった。再発防止の観点から青少年の健全育成に全力を注がなくてはならないと先輩保護司が決意され、犯罪や非行を未然に防止するため「非行予防研究会」を立ち上げた。その後、学校関係、地域関係団体の方々と連携し「青少年健全育成協議会」として受け継ぎ、現在は名称を「青少年の健全育成を考える集い」に変え、毎年九月に開催している。

【講演者及び主題例】

家裁調査官

「重大少年事件の実証的研究」

少年院刑務官

「家族の愛が子供を救う」

少年院篤志家面接委員

「子供を叱れない大人たち」

スポーツ「ひのまるキッズ」

「親子のきずなを深める健全育成をめざして」

元教育長、校長

「教育現場から」

右記、連携事業を通し保護司会活動に対する理解と協力が深まってきた。



説明し地域の方々のご理解と協力を仰いでいる。

三、自主研修

保護司が自らの事例やテーマについて説明・議論し、相互の研修の場としている。今年は「少年事件・刑事裁判の流れと日頃注意したい法的諸問題」をテーマに学習した。

今後も更なる研鑽を積み保護司会活動を充実させていく所存である。

「今大切に思うこと」

川の流れば、水が少なくなると、水はよどみ、流れが少なくなると、

清瀬分区長 國井 富枝

す。新しい水が注がれると、川はまた流れ始めます。

この川の流れと、私たちの保護司会活動は似ていると思います。新人の保護司が会に入る事は、新しい考え方が活動に反映され、新たな保護司会活動が生まれますが、今、新人の保護司を探すが、困難になってきています。地区や分区の活動、対象者の処遇など保護司の仕事量の増加が、新人確保を難しくしている原因かと思えます。

今、大切な活動は継続し、削減出来る活動は減らすなど活動しやすい保護司会として、次の時代へ引き継ぐことが私たちの大切な役目ではないでしょうか。

平成二十四年十二月、「清瀬分区五十年の歩み」を発行しました。先輩の保護司の方々のご協力を頂き、清瀬分区が創設されてから五十年間の活動をまとめました。

記念誌を発刊した事は、これからの更生保護活動に、お役に立てることと思います。

平成二十七年七月、社会を明るくする運動「ひまわりコンサート」を開催。

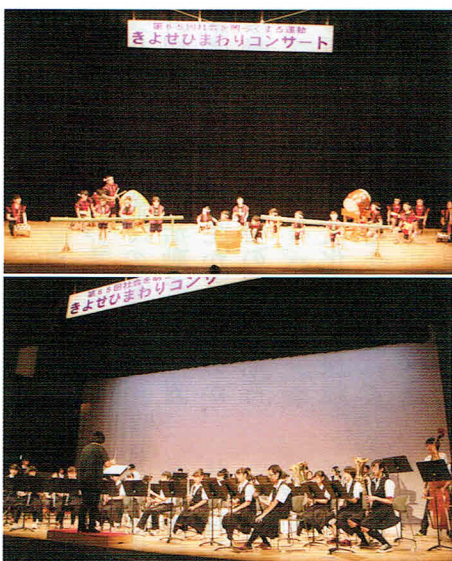
「子どもたちが多くの体験をし、感動する事は、心を大きく育てる」との思いで始まったコンサートも、今年で十一年目です。沢山の子どもたちが参加し、健全育成に大きな成果があつた事と思えます。

このコンサートは、多くの団体の方々との協力を重ね、顔を合わせ、人との繋がりが深まりました。一緒に行動し、一緒に汗をかき、協働が生れ、保護司会活動もご理解いただける大切な場所になりました。

時代は変わり、連絡はメール

やライン、広報誌はホームページ。確かに便利な時代になりました。しかし、心と心が繋がらないと、人の心は動きません。

私たちの活動する更生保護の現場では、人との絆、繋がりを深くすること、顔をみて、話を重ねることが大切なことだと思えます。



保護司活動の変化

東久留米分区長 荻野 寛



平成二
十八年の
新春にあ
たり皆様
に新年の
ご挨拶を
申し上げます。
また、昨年
より北北
保護司会
の当番分

区として大変お世話になっていることと厚くお礼申し上げます。東久留米分区は現在総勢二十六名で、その活動の基本は当然各保護司の受け持つ保護観察や環境調整です。当分区の保護観察件数は少ない状況で推移しているようですが、観察所や北北保護司会の研修と併せ、分区の独自研修等を糧として日々努力しているところです。保護司会活動では、第六十五回社会を明るくする運動として、更生保護啓発看板を設置しました。また、東久留米駅周辺での啓発、市民の集い・音楽祭の開催等、更生保護の啓発・普及活動を展開致しました。一方、保護司活動環境がめまぐ

るしく変化してきた今日、大きな懸案事項も多いと認識しております。

北北保護司会に於けるサポートセンター設置要望の事、社会貢献活動の本格的施行の課題、会計の処理方法の在り方等々。どの懸案事項も難題であります。

サポートセンターは五分区に均等に設置できるかどうかです。

当分区では、行政当局より公共施設での設置は難しい旨の回答があり、今後どうしていくか、新た

分区活動自慢

西東京分区長 小峰 立丸



ご報告致します。

①市内小中学校校門前一斉挨拶運動(平成二十七年七月十三日〜十七日)

な課題となっています。社会貢献活動も立川支部管内四箇所で行われています。

援農、福祉施設での活動や使用済切手の整理等の活動を通して対象者の更生にどう生かされるのか、今後の地域活動部会の検証に期待しているところです。

新たな施策が制度化され、保護司活動も新たな対応を求められています。いずれにしても、分区保護司会としては、時事適切に、一人でも再犯者がなくなり、社会に出て活躍される事を念じ、頑張っていく所存です。

西東京 夏休み前の一週間、市内全小中学校(十八小学校・九中学校)の校門前にて朝の通学時間に「おはようございます」の声をかけをし、子ども達の安全と市民同士の絆を深めるべく、挨拶運動を実施しています。本年度第七回目となりますが、計四、四〇五名の参加者がありました。

登下校の児童生徒の安全には、地域住民の見守りと声かけが一番大切ですが、市長、副市長、議会、教育委員会、警察署、市役所の幹部の方々も公務ご多忙の中、総動

員で参加協力頂けたことで、私達と子ども達の元気が倍加し、官民一体の活動になりました。(絆と対話の安全運動)

②環境浄化活動(平成二十七年十月七日)

中学生、高校生による田無駅、ひばりヶ丘駅周辺のゴミ拾い清掃活動として平日の授業終了後午後四時から五時三十分まで社実実施委員の交通安全、誘導、指揮により行っています。

特に街の玄関である駅周辺の浄化は、「割れ窓理論」の説く犯罪予防にも貢献し、生徒達が汗を流し、ポイ捨てゴミ、吸い殻等を拾う姿は、本人達の心以上に市民の心をも浄化する成果を上げています。(心の浄化運動)

③市民まつりに於ける社明啓発活動(平成二十七年十一月十四日、十五日)

西東京市いこいの森公園を会場として行われる市民まつりに社明のテントを設け、安全まちづくり子どもスタンプラリー(児童、幼児対象)・社明運動の宣伝活動・活動写真展示(青年、成人対象)を行い、広く市民に私達の運動を認識して頂けるよう広報しています。(宣伝、啓蒙活動。新規参加団体の発掘活動)

北多摩北地区
全体研修会

「気づきと寄り添い」

東久留米分區 研修部 小金井 勉

平成二十七年十一月四日(水)

東久留米市役所にて、更生保護法人「くにたち安立」常務理事の奥平裕美先生をお迎えし、全体研修会を開催しました。

奥平先生は、法務省入省後に多摩少年院の法務教官として勤務され、帯広・喜連川・瀬戸・浪速・多摩の少年院長を歴任されるなど、非行を犯した少年の矯正教育に長年に亘り取り組んでこられました。

気づきと寄り添い 始めに、「三十七年間の経験の中で、これが矯正教育のキーワードになるのではないかと常々感じていた」として、先生が少年院等で目の当たりにした「気づきと寄り添い」の事例が紹介されました。

院内のピアノ演奏会での出来事。暴走族の抗争で二人を撲殺して



しまった少年が、「この曲は聴いたことがあるなあ」と思ったら、高校

一年の時の音楽室の絵柄が見えて、その瞬間に血だらけになった二人の被害者の顔が迫ってきた。初めてその時、自分は大変なことをしてしま

ったという気持ちになって体を硬くしている、法務教官が「どうした」と聞いてくれた。

母親に暴力を繰り返していた收容者は、「内観」を始めて二日目に涙を流した。「母親にしてみらったこと」、「して返したこと」について調べていると、何もしてくれていないと思っていた母親が、小学校三年生の運動会の時に、弁当を持たせてくれたことを思い出したという。

仲間への暴行の罪で鑑別所から送られてきた少年は、父親の折檻で頭がボコボコにへこんでいたが、彼の口からは父親にやられたとは一切言わなかった。同じく折檻を受けた経験を持つ教師の僧侶が面接の際に、自分も薪でたたかれていたと話すと、少年はポロポロと涙を流し、その後は父親の折檻について話すようになった。

以上の事例では、それぞれの「気づき」の後、自分の非行や犯罪に目を向け始め、被害者への贖罪の言葉や行動が出てくるようになったとい

います。

役割交換書簡法(ロールレタリング) これは前述の「内観」と同様

に、矯正が生んだ「気づき」の処遇技法の一つです。

「お母さんに手紙を書きなさい。今度はあなたにお母さんはどんなことを書いてくるか、書いてみなさい」。この繰り返しからだんだん、「被害者はあなたのことをどう思っているか、想像して書きなさい」と、やりとりの中で気づいていくという手法をとります。

「さだまさしの歌「償い」 交通事故亡事故を起こし、被害者の妻に毎月給料の一部を送り続けた「ゆうちゃん」が、七年後に初めて届いた、「もう送金はやめて、あなたの人生をもとに戻してほしい」という手紙に、ありがたすぎて泣きじゃくったという歌詞です。

「ゆうちゃん」は、最初から「申し訳ない」と気づいていましたが、その償いは終わるのでしょうか。

被害者家族の、「七年で赦されるなんてとんでもない。加害者は時効があるけど、自分にはないんだ」という言葉は重く、贖罪の難しさ・厳しさを表しています。

少年院法の全面改正 今年の六月に改正施行された少年院法について、先生から次の説明がありました。

一つは、初等・中等・特別・医療という少年院の種類が、第一種から第四種に改められ、第三種は医療、第四種は「刑の執行を受ける者」となったこと(第四条)です。二つ目は、少年院の職員が退院者やその家族からの相談に応じることができるよう(百四十六条)と明記されました。社会復帰支援の充実が期待され、保護司としても関心のあるところです。

矯正施設と社会内処遇 先生のお話から、様々な手法を用いて少年たちの気づきを導き出し、彼らに寄り添っている少年院でのご努力がよく理解できました。

一方、退院後は、少年院で培った贖罪意識などを継続・深化させ、非行・再犯の防止を目指さなければなりません。

先生も再三、その難しさを指摘されていましたが、社会内処遇における「気づきと寄り添い」に、私たち保護司は、どのような役割を果たしていけるのか、たいへん大きな宿題をいただいたようにも思いました。

お忙しい中、ご講演をいただいた奥平裕美先生に改めて感謝申し上げます。

社会貢献活動について

東京保護観察所立川支部 統括保護観察官 石井 法子

北多摩北地区保護司会の皆様には、平素から更生保護活動を通じて安心安全な地域づくりに御尽力をいただき心から感謝を申し上げます。

平成二十七年六月から、社会貢献活動の本格実施が始まり、対象者の同意に基づいて実施するものから、必要なケースには、特別遵守事項により社会貢献活動を義務付けることができるようになりました。立川支部において、特別遵守事項として社会貢献活動が義務づけられた対象者は十月末現在、八名です。内訳は、一号観察四名、二号観察二名、四号観察二名となっており、既に全五回の活動を終了した対象者も出ています。社会貢献活動は、①地域社会に貢献する活動であること、②自己有用性の涵養並びに規範意識及び社会性の向上を促すこと、いずれも満たす必要があります。立川支部においても、高齢者施設での奉仕活動、農作業、使用済み切手整理など四箇所の活動場所を確保し、年間の実施計画に基づき、月二〜三回の頻度で実施しています。活動場所の

施設職員等のご協力もあり、保護

観察対象者は意欲的に活動に取り組んでいます。当初はやや緊張気味で堅い表情をしていても、施設職員と一緒に活動する保護司、BBS会員、更生保護女性会員らと言葉を交わすうちに、作業に慣れ、自分から率先して動いてくれるようになります。終了後の振り返りシートには、「ありがとうと言われて嬉しかった」「人との触れ合いが楽しかった」等の記述もあり、活動を通じて、周りや打ち解け、気持ちも変わってきたことが伝わってきます。

他人から感謝されたり、地域の方々の温かさや優しさに触れることは、自己肯定感を高め、社会の一員としての自覚につながります。社会貢献活動は、対象者と実施者が一緒に活動体験を共有できる貴重な活動であり、今後も試行錯誤しながら、対象者の更生と社会復帰につながる活動にしていきたいと思いますので、御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

平成二十七年 第七ブロック

保護司組織運営連絡協議会開催

総務部長 高橋 秀夫

第七ブロック保護司組織運営協議会が、十月二十六日(月)午後二時より府中グリーンプラザにて開催されました。府中地区保護司会の当番の下、来賓及び各地区協議員等約七十名が参加しました。

今年度は近年、再犯者の割合が増加しているため、再犯防止には、地域ぐるみで犯罪や非行の防止等に取り組むことが必要とされていることから「充実した保護司会の地域活動について」を全ブロック共通の必須議題として協議しました。

内容は各地区における地域活動の基調報告とその後、意見交換がありました。当地区からは、近藤東村山分区長から、かつて発生した少年事件を機に幾多の経緯をたどり、保護司会が中心になって関係団体と協力して「青少年の育成を考える集い」を開催している。そこでの意見交換を通して、学校側も保護司会の存在を認識し、行事への招待、会議への参画にもつながったこと等が発表されました。質疑応答では、より効果的に充実した地域活動とはどのような

ので、どう進めるべきかについて話し合いました。

荒木東京保護観察所長から「皆仕事を持っているので、その人のできる中で行っていくようにする。そしてそれぞれ分担して地域活動ができるようにし、負担をできるだけ少なくして、やりがいと生き甲斐が持てるようにする必要があります」といった旨の講評を頂きました。

地域の力を涵養することが、犯罪や非行の防止等になることを感じた有意義な協議会でした。



平成二十七年北多摩北地区保護司会総会

日時 五月十三日(水)午後一時三十分
場所 清瀬市生涯学習センター



開催地
の渋谷清

瀬市長・

渡部東村

山市長・

南元立川

支部長を

はじめ、

行政・警

察・各関

係機関よ

り十七名のご来賓をお迎えし、出席者六十六名、委任状四十四名(在籍者百二十九名)出席のもと、開催されました。

議長に、清瀬分区の太田憲孝氏、東久留米分区の小金井勉氏を選出し、議事に入りました。

議事では、平成二十六年度事業報告、平成二十六年度収入・支出決算、平成二十七年度事業計画案、平成二十七年度収入・支出予算案及び平成二十七・二十八年度北多摩北地区保護司会役員改選案の五議案が審議され、その結果全て承認されました。

第二部 講演会 テーマ「これからの 更生保護について」

講師 東京保護観察所立川支部支部長

南元 英夫氏

第二部では、昨年度に引続き保護司に関しての心構えについて、新たに始まる社会貢献活動の内容及び就労支援奨励金制度の概要についての講演をお聴きしました。

講演の最後には、福岡県田川中学生在が取材・製作した「ハンド」と題するDVDを見せていただきました。

仕事で使う手、絆を繋ぐ手あれば犯罪で汚れた手もある。このハンドに何を託したのかは別にして、社会のしがらみとは無縁な中学生の目線で取材し、協力事業主の在り方、対象者の更生とは何かを問うもので印象深い作品でした。南元支部長には、公務ご多忙の折り、総会へのご臨席と共に講演いただき感謝申し上げます。今後ともご指導をお願い致します。

平成二十七年北多摩北地区保護司会表彰受章者紹介

藍綬褒章表彰(春)

阿部タキコ (小平分区)

法務大臣表彰

山田 俊江 (西東京分区)

全国保護司連盟理事長表彰

宮崎 照夫 (小平分区)

神山 亮友 (東久留米分区)

本山 信子 (西東京分区)

関東地方更生保護委員会 委員長表彰

山本真理子 (小平分区)

神田 謹爾 (東村山分区)

小林 良子 (清瀬分区)

衛藤 裕子 (東久留米分区)

永澤 清子 (西東京分区)

関東地方保護司連盟会長表彰

木村 和夫 (小平分区)

杉本 唯夫 (小平分区)

大井 芳文 (東村山分区)

木本 芳子 (東村山分区)

熊木 敏己 (東村山分区)

黒羽 昭 (東村山分区)

小島 宗善 (東村山分区)

小松 健二 (東村山分区)

滝川 桜子 (東村山分区)

仲 晃平 (東村山分区)

松尾 民子 (東村山分区)

吉野 力 (東村山分区)

栗原 健人 (東久留米分区)

原 健一 (東久留米分区)

齊藤 信也 (西東京分区)

佐藤 満雄 (西東京分区)

高田 進 (西東京分区)

平井 週一 (西東京分区)

松川 正秀 (西東京分区)

東京保護観察所長表彰

熊沢 まり (小平分区)

東京都保護司会連合会会長表彰

太田 憲孝 (清瀬分区)

後藤由美子 (清瀬分区)

沢田 早苗 (東久留米分区)

保谷七緒美 (西東京分区)



広報部がゆく

東京都薬用植物園

薬物は依存性が強いゆえ、一度使用したら止められなくなり、保護司の更生指導の中でも、薬物対象者の処遇は難しいことのひとつです。

一方、警視庁の薬物に関するデータによると、少年などの若年層の者達が、覚せい剤のことを「エス」・「スピード」、MDMAを「エクスタシー」・「バツ」・「タマ」と呼ぶなど、ファッション感覚で使用したり、薬物乱用の危険性・有害性について認識の希薄性が指摘されています。身近な生活の中にも薬物犯罪の萌芽は常に存在しているという認識が肝要です。

そこで今回は麻薬の原料が採れるケシや幻覚物質を含む大麻等の有害植物を含め薬用植物を収集栽培している東京都薬用植物園を取材しました。

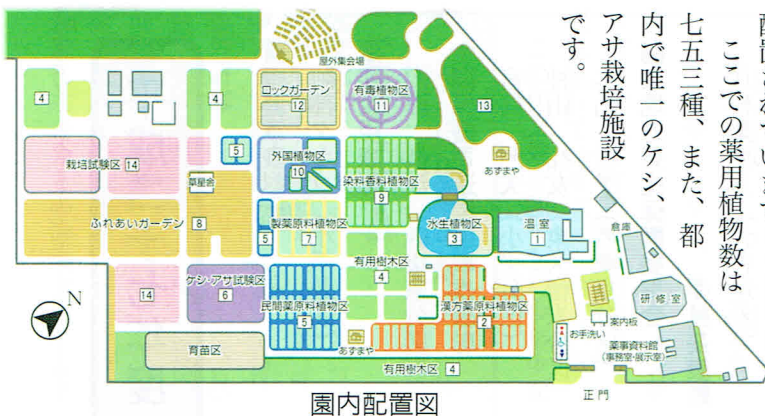
▼施設の概要

西武拝島線の東大和市駅の南側に立地する都立薬用植物園は、昭和二十一年の設立以来、薬務行政の一つとして薬用植物を収集・栽培している施設です。なお、平成十五年には、試験研究機関機能を強化するため、健康安全センター内の組織に再編されました。現在は時代の要請もあって、違法ドラ

ッグや健康食品の指導・取締りに向けた植物鑑別等の試験検査調査研究を主にこなっています。併せて、園内の一般公開や薬草教室、薬事監視員及び医学・薬学・看護学生等の研修等の開催を通じて、薬用植物の正しい知識の普及をはかっているのとこのことです。

施設面積は、三一、三九八㎡あり、その中に温室、標本区、栽培試験区、ふれあいガーデン、林地、薬事資料館、研修室等が配置されています。

ここでの薬用植物数は七五三種、また、都内で唯一のケシ、アサ栽培施設です。



当日は先ず、研修室で当施設の中村主任研究員から、データと写真をまじえ薬物乱用の状況、薬物薬草、近年問題化している危険ドラッグ等の説明と危険ドラッグ成分を顕微鏡で見せていただきました。

園内では、薬物植物の説明と共に温室でコカを、ケシ・アサ試験区で栽培している大麻を、また、その類似植物と大麻との見分け方等を学習しました。

▼栽培禁止の植物

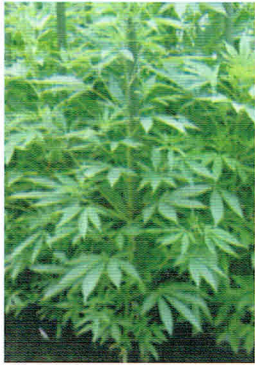
麻薬の原料となるケシや幻覚物質を含む大麻は所持や栽培が禁止されています。

なお、本項の写真は東京都発行のリーフレットより転写、説明についても参考とさせていただきます。

○大麻

伊勢神宮及び諸社から授与されるお札を大麻と言うように麻は古くから日本人の生活に溶けこんできた植物ですが、大麻はマリファナやハシツシユの原料となるため一般の栽培や所持は禁止されています。

大麻は、四月から五月はじめ頃に発芽し、七月には一から三m位にまで成長します。特徴としては、小葉が付け根の一点でつながっている、通常五から九枚の奇数の小葉に分かれて、小葉の縁はノコギリ状の鋸歯があり平行な葉脈があることです。



大麻(全草)

○ケシ

ケシの栽培の歴史も古く日本には室町時代には伝わっていたといわれています。野生や観賞用に栽培されるオニゲシやナガミヒナゲシのように禁止されていない種もありますが、その見分け方は難しいことです。

ソムニフェルム種

五月から六月頃に、赤、白、紫などの多様な花が咲き、草丈一から一・五m、それ以上のものもあります。



(一重咲)



(八重咲)

セティゲルム種(アツミゲシ)

四月から五月頃に紫の花が咲き、草丈は〇・三から一m程、繁殖力が強く、野生化していることがあります。

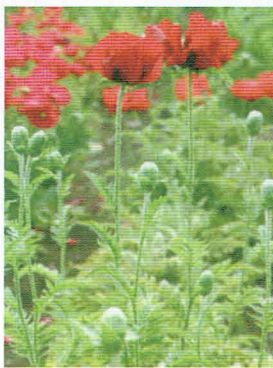


(全草)

ブラクテアツム種(ハカマオニゲシ) 五月から六月頃深紅色の花が咲き、草丈は〇・七から一m程、基部に特徴的な黒紫の鮮明な斑点があります。



(つぼみ)



(全草)

▼薬物事犯の傾向

近年、芸能人や著名人の薬物事犯が報道され社会問題化している

ように、その薬物依存者の矯正・乱用防止は急務の課題です。

警視庁の資料によると、平成二十六年中に都内で薬物事犯で検挙された人数は一八八二人となっています。この内、四〇歳代が六二〇人(女性七八人)で未成年者も一九人含まれています。薬物の売買には暴力団や来日外国人等の国際犯罪組織が関与しているといえます。

また、薬物押収量では、平成二十六年中に都内で麻薬、大麻、覚せい剤等が約八十一kg押収されています。

これら薬物の密輸、密売手段も年々巧妙化しており、水面下では大量の薬物が流入・拡散している状況があるようです。

▼取材を終えて

先ずは、多忙のなか快く取材をお受けいただき感謝いたします。

薬物犯罪は古今東西、人間社会に孕む悲しい現実です。一度使用したら止められない、薬物は悪という認識を強くした次第です。

対応していただいた中村主任研究員は、昨年度まで都の麻薬対策係で活躍されていたこともあり、そのお話は大変参考になりました。改めてお礼申し上げます。

人事往来

○新任保護司紹介

平成二十七年五月十五日付



小平分区
竹内誠一郎

平成二十七年九月十七日付



東村山分区
神作 哲夫



東村山分区
小山 邦昭



東村山分区
櫻井 貴子



東久留米分区
若林 弘子

○任期満了

左記の方々が任期満了、在職中のご活躍に敬意を表し、ご紹介いたします。

平成二十七年五月十四日付

阿部 タキコ (小平分区)

在職二十四年

小川 尚子 (小平分区)

在職三十四年

平成二十七年九月十六日付

石澤 千恵子 (小平分区)

在職二十六年

清水 正二 (西東京分区)

在職十六年

○退任保護司

平成二十七年六月三十日付
百々 義信 (東久留米分区)

平成二十七年八月三十一日付

石井 秋政 (清瀬分区)

在職四年八ヶ月

平成二十七年十一月三十日付

長沼 豊 (清瀬分区)

在職二年十一ヶ月

野島 正弘 (西東京分区)

在職十八年十一ヶ月

悼

左記の保護司の方がご逝去されました。
生前のご功績をしのび、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

〔合掌〕

村上 俊三氏 (東村山分区)

平成二十七年四月十一日(ご逝去享年 七十四歳)

在職 十九年四ヶ月

編集後記

今年度より事務局が東久留米分区に変わり、広報部員も新メンバーでスタートしました。
広報部は大きな課題を与えられ、編集作業と同時に皆で検討してきました。部員は北北会報の他に各分区の会報も編集しています。部員の負担も考慮しつつ、両会報の役割りを今一度見直し、皆様に親しんでいただける会報をめざしたいと思っています。ご意見、ご要望をご一報いただければ幸いです。ご多忙の折り、ご執筆いただいた皆様に心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

〈表紙写真説明〉
ころぼっくる

(清瀬市)

緑豊かな神山公園と一体になったガラス張りの明るい建物「ころぼっくる」は、平成十七年七月に市の北東部にオープンして以来、多い日には四百〜五百人の来館者を迎えています。また福祉祭り、消防フェスタなどのイベントでは、千五百〜二千人集まります。

この名称は、中央児童館・子ども家庭支援センター・ころぼっくるセンターとの複合的施設「清瀬市児童センター」の愛称として、市民への公募で決定しました。(ころぼっくるとはアイヌの伝説に登場する、人々に幸せをもたらしてくれる神様のこと) 中庭は吹き抜けになっていて廊下が広く、多世代が交流できる市民の憩いの場でもあります。(児童センター資料参考)

事務局 東久留米分区

TEL 〇四二(四七〇)七七四一
FAX 〇四二(四七〇)七八〇八